

○国立大学法人北見工業大学奨学寄附金取扱規程

(平成 16 年 4 月 1 日北工大達第 138 号)

改正 平成 17 年北工大達第 1 号 平成 21 年北工大達第 69 号

平成 26 年 6 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における奨学を目的とする寄附金の受入れ及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れることができる寄附)

第 2 条 本学において受入れることができる寄附金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的としたものとする。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資
- (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(受入れの制限)

第 3 条 前条各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる条件以外の条件が附されているものは、これを受入れることができない。

- (1) 貸与又は給与する学生の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障がないと認められるもので、おおむね、次に掲げるような条件を付すこと。
 - ア 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
 - イ 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
 - ウ 寄附目的が完了したときは、使用残額は返還すること。

2 次の各号に掲げる寄附金は受入れることができない。

- (1) 地方公共団体からの寄附に係るもののうち、当該地方公共団体の自発的な意思に基づくものであることが確認できないもの。
- (2) 寄附金を受入れることによって本学の負担が多額となるもの。

(受入れ手続き)

第 4 条 寄附をしようとする者は、別紙様式 1 を学長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、前条の申出書を受理したときは、第 2 条及び第 3 条の規定により、寄附の目的、条件等を総合的に勘案の上、当該寄附金の受入を決定し、その結果を教育研究評議会に報告するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定したときは、寄附者に対し別紙様式 2 により通知するものとする。

3 学長は、第1項の決定をしたときは、別紙様式1の写しにより出納命令役に通知するものとする。

(職員が寄附金を受入れたときの取扱い)

第6条 職員は、第2条各号に掲げる経費に充てる寄附金を受入れたときは、当該寄附金を本学に寄附するものとする。

(寄附金の使途及び変更)

第7条 寄附金は、特定された使途以外に使用してはならない。ただし、寄附目的が達せられ、残額が著しく少額となり使用不可能となった場合には、他の使途に使用できるものとする。

2 学長は、研究者が異動等に伴って本学において研究を行わないこととなった場合等にあっては、当該研究者と協議し、当該寄附金の取扱いを決定するものとする。

(公表)

第8条 学長は、寄附金を受入れたときは、寄附者、寄附目的、寄附金額及び受入れた研究者等名を、本学学報に掲載することにより公表するものとする。

(寄附金の経理)

第9条 寄附金の経理については、国立大学法人北見工業大会計規則(平成16年北工大達第57号)の定めるところにより取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年北工大達第1号)

この規程は、平成17年2月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成21年北工大達第69号)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成26年6月19日)

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

別紙様式1(第4条及び第5条第3項関係)

[別紙参照]

別紙様式2(第5条第2項関係)

[別紙参照]